庁令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条の二　海上保安学校に、次の教官室を置く。 航海教官室 機関教官室 主計教官室 航空教官室 情報通信教官室 管制教官室 海洋科学教官室 一般教養教官室 警備救難教官室 小型船舶操縦教官室	**第四条の二**　海上保安学校に、次の教官室を置く。 航海教官室 機関教官室 主計教官室 航空教官室 情報通信教官室 航行援助教官室 管制教官室 海洋科学教官室 一般教養教官室 警備救難教官室 小型船舶操縦教官室
2～4　（略）	2～4　（略）
5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一　航海教官室、機関教官室、主計教官室、航空教官室及び情報通信教官室 二　管制教官室 三　（略） 四　一般教養教官室、警備救難教官室及び小型船舶操縦教官室	5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。 一　航海教官室、機関教官室及び主計教官室 二　情報通信教官室、航行援助教官室及び管制教官室 三　（略） 四　航空教官室、一般教養教官室、警備救難教官室及び小型船舶操縦教官室

附　則

この庁令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第一項第三号㈣及び㈦の規定に基づき、インマルサット人工衛星局の通信圏を次のように定める。

なお、平成四年郵政省告示第六十八号（インマルサット人工衛星局の通信圏を定める件）は、廃止する。

令和八年三月二十三日

総務大臣　林　芳正

一　インマルサット船舶地球局の開設される船舶が安定な状態において、当該インマルサット船舶地球局のアンテナ仰角が、インマルサット人工衛星局に対して五度以上となる海域

二　前項の海域については、次の略図を参照すること。

